

## 瀬戸内市 YouTube 等動画制作業務委託仕様書

### 1 業務名

令和 8 年度瀬戸内市 YouTube 等動画制作業務

### 2 業務目的・概要

本市では、人口減少に伴う様々な課題の解決を図るため、子育て世代の人口増加を目指し、転入者の増加及び転出者の抑制を一体的に推進し、社会増として 250 人の増加を目指している。

本事業では効果的な情報発信により、市民に市の施策等をわかりやすく伝え、住みやすさを実感し、本市の良さを自慢したくなる市民を増やすことを目的とする。

なお、必要に応じて各発信においてプロモーション業務及びシティプロモーション業務と連携を図ること。

### 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 業務内容

受注者は、市公式 YouTube チャンネルにおいて配信を行う動画の制作にあたっては次のとおり行うものとする。

#### (1) 企画・脚本・構成

ア. 動画のコンセプト、出演者の調整及びディレクション、サムネイル画像の作成、その他取材活動等、素材作成（イラスト、CG、テロップ等）、映像取材、撮影、編集、収録、BGM 音源制作または選曲等、ユニバーサルデザインを考慮した字幕の作成、動画制作・配信にかかる一切を行うこと。

イ. 受注者は動画の制作においては、発注者と協議を行い、動画 1 本につき構成台本を作成し、それらを発注者に提示し、発注者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

ウ. 制作した動画については、全体としてシリーズ化されて見えるよう、見せ方にも工夫すること。

エ. すべての本編動画に共通で使用するオープニング、エンディングを制作すること。

オ. 制作する動画は、アスペクト比 16：9 の横長の YouTube 動画（20 分程度）を週に 1 本、アスペクト比 16：9 の縦長の Instagram・X・TikTok の

SNS に投稿するショート動画（1分30秒程度）を週に2本とする。動画の内容は主に以下の通りとする。

- ・市の施策の理解を深める動画
- ・イベント周知動画
- ・市職員募集、地域おこし協力隊募集動画等
- ・市の補助金、助成金、制度の解説動画 等

カ. 動画によって、特殊映像の使用が効果的な場合は、特殊撮影、ドローンの使用、夜間撮影、タイムラプス映像等の手法を用いること。

キ. 必要に応じて、瀬戸内市マスコットキャラクター「セットちゃん」のイラスト、着ぐるみ等を動画に登場させること。素材及び着ぐるみは発注者から提供するが、収録・編集に要する費用は受注者負担とする。

ク. 動画の納品にあわせて、効果的な YouTube 投稿用のタイトル、概要欄文章、ハッシュタグ設定及び Instagram・X・TikTok 投稿用の本文、ハッシュタグ設定案を作成し、発注者に提出すること。

## (2) 撮影及びインタビュー

ア. 履行期間内に公開する動画撮影は、屋外及び市関連施設で行うこと。また、必要に応じて複数本を1日でまとめて撮影することも可能とする。

イ. 撮影及びインタビュー（以下「撮影等」という。）は、発注者の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的に行うために、業務従事者に周知してから開始するものとする。

ウ. 受注者はロケーション及び取材の際に、取材対象者及び取材対象物の管理者に対し、インターネット等で公開することを口頭で伝え、書面にて同意を得た上で撮影等の許可を得るものとする。また、事前に撮影場所や取材対象者の許諾が必要な場合は、原則として受注者がその手続き等を行うものとする。

エ. 移動手段及びテープ等の消耗品等の動画制作に関わる費用については受注者の負担とする。

オ. 屋外での撮影等は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し、路上や公共の場所における撮影等においては、通行車両、自転車または歩行者との接触等による事故を防止するための対策を講じること。

## (3) ナレーション

ア. 構成上、ナレーションでの説明が効果的な動画は、発注者と協議の上ナレーターを決定し、ナレーション収録を行うこと。

イ.ナレーション費用は本委託料に含むものとする。

(4) モニタリングによる改善

ア. 動画の成果測定として、以下について発注者へ報告し、そのうえで、次回の制作に向けた運営目標を設定し、改善に向けたPDCAを実行すること。

- ・ 動画公開後 1 か月以内における YouTube 長編動画の再生回数について、動画につき 1,000 回以上を達成すること。
- ・ 動画公開後 1 か月以内における SNS 短編動画の再生回数について、投稿した各 SNS 媒体の合計で 2,000 回以上を達成すること。

イ. 動画公開後、発注者が動画の再生回数や視聴者層、アクセス方法等の解析結果から改善が必要と判断した場合、発注者と受注者の協議の上、改善策を検討し対応すること。

(5) 自由提案

その他、効果的な施策について、委託料内で提案すること。

5 業務従事者の資格要件

受注者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。業務責任者は、動画制作についての実務経験または YouTube の番組制作の経験を有し、次の(1)から(6)の事項を適切に行うことができる者とする。

- (1) 発注者との打合せ・協議及び発注者含む関係各所との調整
- (2) 業務内容の把握、企画等の立案及び業務の実施
- (3) 業務従事者の人選及び適切な配置
- (4) 業務従事者に対する指揮命令及び指導・教育
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法令の遵守
- (6) 業務従事者及び第三者に対する安全管理

6 検査

制作した動画は、公開する前に発注者の立会いによる試写（以下「検査」という。）を行い、発注者の承認を受けなければならない。

また、検査において発注者から修正等の指示があった場合は、受注者はその指示に従い、発注者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を受けなければならない。

## 7 成果品に係る著作権の譲渡等

成果品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作権者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

## 8 動画の使用

制作した動画は、発注者にて市の公式 YouTube に公開し、市ホームページ上で紹介するほか、市公式 SNS アカウント（Instagram、X、Tiktok 等）にて投稿する。

また、市が出展するイベント会場での放映などの場面で活用するものとする。なお、使用可能期間は定めない。

## 9 著作者人格権の制限

- (1) 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
  - ア. 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること
  - イ. 成果物の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること
  - ウ. 成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
  - エ. 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと
- (2) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
- (3) 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

## 10 提出書類及び報告書

- (1) 受注者は、契約後 10 日以内に契約から成果物の納品に至るまでの作業スケジュール及び制作にかかる組織体制図を作成し、提出すること。なお個別の動画のスケジュールはその都度提出すること。
- (2) 受注者は、以下の成果品を納品することとする。
  - ア. データ（mp4 形式）
    - アスペクト比は 16:9、解像度はフル HD の規格以上とすること。
    - インターネット環境を利用するユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードすること。
  - イ. その他制作過程で作成した資料一式（企画書、絵コンテ、試作映像、シナリオ等）
- (3) 受注者は、各動画の成果測定について、令和 9 年 3 月 31 日までの YouTube 動画視聴者数及び各 SNS の閲覧数を報告すること。

## 11 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務の履行状況を不相当と認めた場合は、当該理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、当該業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害をおよぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、当該損害の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては別紙「保有個人情報取扱いに係る特記事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受注者は、番組出演者その他の関係者の SNS による周知等がなされるよう、当該番組の認知度向上に努めるものとする。
- (7) 受注者は合理的配慮を踏まえた動画を制作しなければならない。
- (8) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。